

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県北振興局	管理部 会計課	2019年 4月1日	平成31年度燃料等売買単価契約	単価契約 別紙のとおり	佐世保市御本町1-15-5 長崎県石油協同組合佐世保支部 支部長 坂倉 雅敏	<p>" 局・吉井・田平エリアの燃料調達契約については、 質の低下（不当競争、契約上の義務違反及び事業への支障の恐れ）を防ぐ為、物品登録業者であること 給油の利便性を考慮し、事務所より3～5km圏内に給油所を有することを業者選定（目的達成の履行）の条件としている。 調査確認の結果、上記条件を満たす者は、全て長崎県石油協同組合佐世保支部の会員である為、組合との一者随意契約とした場合も公正性が担保される。 また、県内給油所の約8割が組合会員であることから、上記条件に加えて、県北管内はもとより、県内全域での円滑な給油が可能となることで利便性が向上し、業者の廃業時や災害等の緊急時にも安定した供給体制が保証される。 以上の理由により、組合と一者随意契約を行う。"</p> <p>" 大瀬戸エリアの燃料調達契約については、 質の低下（不当競争、契約上の義務違反及び事業への支障の恐れ）を防ぐ為、物品登録業者であること 給油の利便性を考慮し、事務所より5km圏内に給油所を有することを業者選定（目的達成の履行）の条件としている。但し、5km圏内には物品登録業者が存在しないため、実質的な条件は のみとなる。 調査確認の結果、上記条件を満たす者は、全て長崎県石油協同組合本部の会員である為、組合との一者随意契約とした場合も公正性が担保される。 また、県内給油所の約8割が組合会員であることから、上記条件に加えて、県北管内はもとより、県内全域での円滑な給油が可能となることで利便性が向上し、業者の廃業時や災害等の緊急時にも安定した供給体制が保証される。 以上の理由により、組合と一者随意契約を行う。"</p>	第167条の2第1項 第2号
2	県北振興局	建設部 建設管理課	2019年 6月14日	漂着鯨排除業務委託	2,489,400	平戸市田平町山内免625番地4 大坪建設株式会社 代表取締役 大坪 弘成	当該業務は、佐世保市黒島の海岸に漂着した死亡鯨体の処分を行うものであり、死亡鯨体を放置すると、周辺住民の生活と経済活動、周辺海域の船舶の航行及び漁船の漁業活動に支障をきたすため早急に排除する必要がある。よって、過去に同様事案の対応実績があり、現在、佐世保市内において他工事の海上施工を行っており、早急な対応が可能である大坪建設株式会社を契約相手方として特定する。	第167条の2第1項 第5号
3	県北振興局	建設部 建設管理課	2020年 3月30日	彼杵港港湾環境施設管理業務委託	2,495,000	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6 東彼杵町 町長 岡田 伊一郎	港湾緑地等については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」（平成9年7月10日付9港第81号）通知により、県が東彼杵町の管理経費と同等額を管理委託費として負担するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	県北振興局	建設部 建設管理課	2020年 3月31日	小値賀漁港及び斑漁港海岸環境整備施設管理業務委託	1,264,600	北松浦郡小値賀町笛吹郷23 76-1 小値賀町 町長 西村 久之	海岸環境整備施設及び漁港環境整備施設については、その管理を市町が行なうことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各施設のより適正な管理を推進するため「海岸環境整備施設及び漁港環境整備施設の地元市町への管理業務委託について」(平成18年2月6日付17水計号外)通知により、県が小値賀町の管理経費と同等額を管理委託費として負担するものである。	第167条の2第1項 第2号
5	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	2019年 9月26日	平漁港海岸高潮対策工事(積算業務委託)	8,910,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、積算基礎資料の作成及び予定価格の算出基礎となる積算業務を委託するものであり、入札参加者への情報漏洩防止とともに県の積算システムの情報管理(流出防止)が必要となる。また、今回の対象業務箇所は、漁業活動を行っている一部であり、かつ磯焼けが顕著になっている範囲でもあるため、これまで近辺で磯焼け対策として整備してきた箇所の現地状況を把握し周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する工事の影響を現地で検証できる高度な水産技術・知識が必要となる。 よって、守秘義務を遵守し非営利目的で支援することができ、かつ中立公平性の立場を保ち、さらに高度な水産技術を保有しているのは一般社団法人水産土木建設技術研究センター以外にないため、当該社団法人と積算補助業務6ヵ月間(R1.9月契約、R1.10~R2.3)を発注し随意契約をおこなうものである。	第167条の2第1項 第2号
6	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	2019年 9月26日	平漁港海岸高潮対策工事(監督補助業務委託)	9,240,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、工事にかかる監督補助業務を委託するものである。施工地が離島である佐世保市宇久島及び小値賀町ということもあり、航路の利便性及び移動に長時間を要することから、段階確認等を効率的に行うため外部委託するものである。 なお、今回の工事については、施工箇所が漁業活動を行っている一部であり、かつ磯焼けが顕著になっている範囲でもあるため、これまで近辺で磯焼け対策として整備してきた箇所の現地状況を把握し周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する工事の影響を現地で検証できる高度な水産技術・知識が必要となる。 よって、非営利目的で支援することができ、かつ建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない中立公平性の立場を保ち、更に高度な水産技術を保有しているのは一般社団法人水産土木建設技術研究センター以外にないため、当該社団法人と監督補助業務6ヶ月間(R1.9月契約、R1.10~R2.3)を発注し随意契約をおこなうものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	2019年 9月26日	館浦地区水産生産基盤整備工事外(積算業務委託その2)	8,250,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	<p>本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務を委託するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システムの情報管理(流出防止)が必要となる。</p> <p>また、今回の対象工事は、漁港工事であり、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に注意する必要があることから、十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするための施工方法の検討など豊富な水産知識・技術が必要である。</p> <p>よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、当該社団法人と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2第1項 第2号
8	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	2020年 3月26日	館浦地区水産生産基盤整備工事(積算業務委託その1)	9,680,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人 水産土木建設 技術研究センター 長崎支所 支所長 田添 伸	<p>本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務を委託するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム(データ・プログラムなど)の情報管理(流失防止)が必要となる。</p> <p>また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売を行う施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に注意する必要があることから、十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするための施工方法の検討など豊富な水産知識・技術が必要である。</p> <p>よって、これらの水産知識を十分に有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できるのは、一般社団法人水産土木建設技術研究センター以外にないため、当該社団法人と随意契約を行うものである。</p> <p>なお、令和元年度の繰越工事の変更業務を引き続き行う必要があることから、積算業務6ヶ月間(R2.4-R2.9)を発注するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	県北振興局	建設部 砂防防災課	2019年 4月1日	種子田川通常砂防工事（監督補助業務委託）	21,670,000	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
10	県北振興局	建設部 砂防防災課	2019年 4月1日	大和（8）地区急傾斜地崩壊対策工事（監督補助業務委託）	21,670,000	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
11	県北振興局	建設部 砂防防災課	2019年 4月17日	平成31年度県北振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	12,558,700	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	本業務は、土砂災害警戒区域等を設定するため、請負者（民間コンサルタント）が設定した図面を照査し、確認する作業の一部をナークに委託するものである。 本来は県職員が行わなければならない業務であるが、照査箇所数が膨大（今後4年間で約1万箇所）であるため、職員の業務負担軽減を図りたい。 また、本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要があるとともに、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があるため、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。 よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センター（ナーク）を、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	県北振興局	建設部 砂防防災課	2020年 3月26日	白井岳地区地すべり対策工事（監督補助業務委託）	19,690,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	<p>本業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合には、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務であるため、工事の施工や管理に関する高い技術力が求められる。また、本業務の対象工事は振興局から遠方にあり、現場立会い等に多大な時間を要することから現体制では対応が困難な状況にあるため業務を発注するものである。</p> <p>本業務の契約対象としたい公益財団法人長崎県建設技術研究センターは、良質な社会資本整備に関する発注者支援等を目的に設立された公益財団法人であり、監督補助業務の経験が豊富で、現場での問題等に対し技術的考察や提案等を的確に行うためのノウハウを有している。また、同センターは公益財団法人であるため安価に業務を遂行することが出来る。</p> <p>一方、本業務の契約候補と考えられる県内の民間コンサルタントは、工事の施工管理等の実績が極めて少なく、技術力が担保されていない状況である。</p> <p>このため、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2第1項 第2号
13	県北振興局	建設部 砂防防災課	2020年 3月26日	石宗地区地すべり対策工事（監督補助業務委託）	19,690,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合には、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務であるため、工事の施工や管理に関する高い技術力が求められる。また、本業務の対象工事は振興局から遠方にあり、現場立会い等に多大な時間を要することから現体制では対応が困難な状況にあるため業務を発注するものである。</p> <p>公益財団法人長崎県建設技術研究センターは、良質な社会資本整備に関する発注者支援等を目的に設立された公益財団法人であり、監督補助業務の経験が豊富で、現場での問題等に対し技術的考察や提案等を的確に行うためのノウハウを有している。また、同センターは公益財団法人であるため安価に業務を遂行することが出来る。</p> <p>一方、本業務の契約候補と考えられる県内の民間コンサルタントにおいては、工事の施工管理等の実績が極めて少なく、技術力が担保されていない状況である。</p> <p>このため、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	2019年 8月27日	平成31年度 国道道路緑地(大瀬戸地区)維持管理委託	2,420,000	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷9 20番12 公益社団法人 西海市シルバ ー人材センター 理事長 橋口 壽美夫	当業務は、常に良好な道路景観を維持することが目的のため地域に密着し、地域に精通した者に依頼する必要がある。 県では、高齢者の雇用の安定を図るため、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターの積極的な活用について、「シルバー人材センターの活用について(お願い)」(平成30年9月19日 H30-05460-00925)雇用労政策課長により推進しており、この方針に則ったもの。 シルバー人材センターは、管内に一者しか存在しないため、(公社)西海市シルバー人材センターと随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第3号
15	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	2019年 9月11日	肥前大島港工業団地整備工事(監督補助業務委託)	10,560,000	大村市池田2丁目1311番 地3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
16	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	2020年 2月13日	31大道維第1-4号 主要地方道大島太田和 線大島大橋エレベーター保守点検業務委託	1,155,000	東京都港区赤坂7丁目1番1 号 ガテリウス・インダストリー 株式会社 代表取締役 ヨスタ・ティレ フォーシュ	本装置は、アリマック・ヘック社製(旧アリマック社、スウェーデン)の産業用エレベーターで、一般的なワイヤー方式ではなく、斜めに立つ主塔内でラックアンドピニオン式で昇降する特殊な構造であり、他業者での保守点検が困難であることから、国内唯一のメーカー代理店であるガテリウス・インダストリー株式会社と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	2020年 3月26日	肥前大島港交互湯団地整備工事（監督補助業務委託2）	18,370,000	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	<p>本業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合には、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務であるため、工事の施工や管理に関する高い技術力が求められる。</p> <p>また、本業務の対象工事は大瀬戸土木維持管理事務所所管するものであり、令和2年度は約30億円の予算配分を見込んでおり現場立会い等に多大な時間を要するが、当事務所の港湾系県職員はわずか3名であり現体制での対応が極めて困難な状況にあるため本業務を委託するものである。</p> <p>本業務の契約対象としたい長崎県建設技術研究センターは、良質な社会資本整備に関する発注者支援等を目的に設立された公益財団法人であり、監督補助業務の経験が豊富で、現場での問題等に対し技術的考察や提案等を的確に行うためのノウハウを有している。また、同センターは公益財団法人であるため安価に業務を遂行することが出来る。</p> <p>一方、本業務の契約候補と考えられる県内の民間コンサルタントは、工事の施工管理等の実績が極めて少なく、技術力が担保されていない状況である。このため、長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2第1項 第2号
18	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	2019年 11月26日	一般県道田ノ浦平戸港線道路災害防除工事（監督補助業務委託）	7,535,000	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が、保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2第1項 第2号
19	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	2020年 3月31日	川内港海岸休憩所管理業務委託	1,679,000	平戸市岩の上町1508-3 平戸市 市長 黒田 成彦	<p>港湾緑地等については、その管理を市町が行う事を前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」（平成9年7月10日付9港第81号）通知により、県が平戸市の管理経費と同等額を管理委託費として負担するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県北振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	2020年 3月31日	松浦港、調川港及び福島港湾緑地管理業務委託	4,284,370	松浦市志佐町里免365 松浦市 市長 友田 吉泰	港湾緑地等については、その管理を市町が行う事を前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付9港第81号)通知により、県が松浦市の管理経費と同等額を管理委託費として負担するものである。	第167条の2第1項 第2号
21	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	2020年 3月31日	館浦漁港、生月漁港、大根坂漁港緑地等管理業務委託	1,697,980	平戸市岩の上町1508-3 平戸市 市長 黒田 成彦	漁港環境整備施設については、その管理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において管理されるべきものであるが、各施設のより適正な管理を推進するため「海岸環境整備施設及び漁港環境整備施設の地元市町への管理業務委託について」(平成18年2月6日付17水計号外)通知により、県が平戸市の管理経費と同等額を管理委託費として負担するものである。	第167条の2第1項 第2号
22	県北振興局	建設部 道路維持第一課	2019年 4月26日	主要地方道大島太田和線橋梁補修工事(監督補助業務委託)	19,690,000	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人を、契約の相手方として特定するものである。	第167条の2第1項 第2号
23	県北振興局	建設部 道路維持第一課	2019年 5月30日	県北振興局道路維持第一課積算技術業務委託	4,212,000	大村市池田2丁目1311番3 公共財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
24	県北振興局	建設部 道路維持第一課	2019年 5月31日	一般県道俵ヶ浦日野線道路除草委託	1,780,531	佐世保市庵浦町1362 俵ヶ浦半島開発協議会 会長 大谷 政輝	除草業務については、平成21年度第3回県議会において、コストを抑えた委託方法として地元自治会等の活用が要望され、「県管理国県道路敷における除草業務の地元自治会委託について(試行)」(平成22年6月22日付22道維第95号)通知により実施している。 一般県道俵ヶ浦日野線の下船越町から庵浦間についてはその間の自治会で構成される俵ヶ浦半島開発協議会があり、県が提示する委託条件を受入れる団体であることから、俵ヶ浦半島開発協議会と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。



番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	県北振興局	建設部 道路維持第一課	2019年 9月2日	大村線早岐・ハウステンボス駅間0k780m付近 宮崎跨線橋・宮崎跨線橋側道橋橋梁点検	1,592,000	長崎市尾上町1番89号 九州旅客鉄道株式会社 長崎 支社 支社長 西川 佳祐	本業務は、県管理道路と九州旅客鉄道が交差する橋 梁の点検に際し、軌陸車使用や安全対策を委託するも のである。 「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱（H 15.3.20 国都街第155号、道政第74号、 国鉄技第178号）」に基づく協議を踏まえ、軌道上の 安全対策、運行上の安全確保のため、鉄道管理者であ る九州旅客鉄道株式会社と随意契約を行うものである 。	第167条の2第1項 第2号
26	県北振興局	建設部 道路維持第一課	2020年 3月31日	一般国道202号道路維持補修委託（指方バイ パス、小迎バイパス交通管理）	9,495,200	長崎市元船町17番1号 長崎県道路公社 理事長 田淵 和也	指方バイパス及び小迎バイパスは接続する西海パール ラインと一体的管理を行うことが効果的・効率的なた め、県は西海パールラインを管理する長崎県道路公社 と下記協定を締結しており、この協定に基づき随意契 約を行うものである。 ・「一般国道202号(指方バイパス)」の交通管理 に係る管理協定書 (平成23年5月16日) ・「一般国道206号(小迎バイパス)」の交通管理 に係る管理協定書 (平成25年3月18日)	第167条の2第1項 第2号
27	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2019年 4月1日	一般県道小値賀循環線外2線道路維持管理委託	4,052,400	北松浦郡小値賀町笛吹郷23 76-1 小値賀町長 西 浩三	当業務は、北松浦郡小値賀町（離島）にある県道3路 線の維持管理業務を委託するものであり、道路の重要 性及び安全性から、常時管理する必要がある。 このため、小値賀町に常時在任していることが必要で ある。加えて当業務は道路管理者としての行政的判断 を即時に行う必要があり、状況によっては人的被害等 、重大な影響を及ぼすことが懸念される。 このことから、小値賀町で道路管理の経験を持つ唯一 の行政機関である当機関が契約相手として特定される ため。	第167条の2第1項 第2号
28	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2019年 5月16日	一般国道383号橋梁補修工事（平戸大橋・監 督補助業務委託）	16,720,000	大村市池田二丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出さ れた承諾願い等について、設計図書と照合を行い、そ の結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告 に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や 工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報 管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要であ る。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的 な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法 人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方とし て特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県北振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2019年 5月22日	一般国道383号外2線交通安全施設等整備工 事(中野大久保地区外・監督補助業務委託)	15,180,000	大村市池田2丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出さ れた承諾願い等について、設計図書と照合を行い、そ の結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告 に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や 工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報 管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要であ る。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的 な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法 人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方とし て特定する。	第167条の2第1項 第2号
30	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2019年 7月12日	主要地方道佐世保吉井松浦線交通安全施設等整 備工事(積算技術業務委託)	2,268,000	大村市池田2丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成す るものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要 であるとともに、設計書作成に使用する県の積算シス テム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要であ る。このため、建設業者より資金面や人面等で影響 を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎 県建設技術研究センター理事長田村孝義を、契約の相 手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
31	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2019年 8月1日	主要地方道佐々鹿町江迎線交通安全施設等整備 工事(積算技術業務委託)	2,322,000	大村市池田2丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、新たに発注準備が整った現場の予定価格 算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札 参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、 設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム 及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的 な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法 人長崎県建設技術研究センター理事長田村孝義を契約 の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
32	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2019年 9月9日	主要地方道佐々鹿町江迎線橋梁補修工事(積算 技術業務委託)	2,420,000	大村市池田2丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、新たに発注準備が整った現場の予定価格 算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札 参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、 設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム 及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接 的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団 法人長崎県建設技術研究センター理事長田村孝義を、 契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2019年 9月18日	一般国道204号道路維持工事(末橋地区・仮設防護柵工)	8,330,300	佐世保市江迎町長坂178-7 有限会社 川上建設 代表取締役 川上涼人	令和元年8月22日からの全線豪雨により(時間雨量89mm、連続雨量589mm【8/22午後3:00~8/29午前9:00迄】【平戸市田平町深月ナックス】)8月27日午後12:00頃一般国道204号の道路(上方)の法面が崩壊し、片側交互通行規制となっている。当現場は一日当たり交通量は10,203台/日となっており、バス路線及び一次緊急輸送道路となっているため早期の復旧が必要である。このことから、大規模災害支援協定を結ぶ一般社団法人長崎県建設業協会北部支部が指定した業者に応急工事を依頼した。 よって協会から指定され、緊急に対応ができる有限会社 川上建設を相手方として選定する。	第167条の2第1項 第5号
34	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2020年 3月31日	主要地方道佐々鹿町江迎線橋梁補修工事(楠泊橋・監督補助業務委託)	19,800,000	大村市池田町2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人を、契約の相手方として特定するものである。	第167条の2第1項 第2号
35	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2020年 3月31日	主要地方道平戸生月線橋梁補修工事(生月大橋・監督補助業務委託)	19,800,000	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人を、契約の相手方として特定するものである。	第167条の2第1項 第2号
36	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2019年 5月16日	主要地方道平戸生月線橋梁補修工事(生月大橋・監督補助業務委託)	19,580,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
37	県北振興局	建設部 道路建設第一課	2019年 5月7日	主要地方道佐々鹿町江迎線道路改良工事（監督補助業務委託）	19,910,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当公益財団法人を、契約の相手方として特定するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号
38	県北振興局	建設部 道路建設第一課	2019年 5月14日	一般国道202号道路改良工事（監督補助業務委託）	19,800,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当公益財団法人を、契約の相手方として特定するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号
39	県北振興局	建設部 道路建設第一課	2019年 6月28日	県北振興局道路建設第一課積算技術業務委託	2,052,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当公益財団法人を、契約の相手方として特定するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号
40	県北振興局	建設部 道路建設第一課	2019年 12月24日	一般県道佐世保世知原線道路改良工事（監督補助業務委託）	4,565,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	県北振興局	建設部 道路建設第二課	2019年 4月26日	一般県道鷹島線外8線道路改良工事(監督補助業務委託)	16,830,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当公益財団法人を、契約の相手方として特定するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号
42	県北振興局	道路建設第一課	2020年 3月31日	一般県道佐世保世知原線道路改良工事(監督補助業務委託)	18,480,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	<p>当業務は、トンネル工事他改良工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合には、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務であるため、工事の施工や管理に関する高い技術力が求められる。</p> <p>長崎県建設技術研究センターは、良質な社会資本整備に関する発注者支援等を目的に設立された公益財団法人であり、監督補助業務の経験が豊富で、現場での問題等に対し技術的考察や提案等を的確に行うためのノウハウを有している。</p> <p>また、県内においては、トンネル工事に関しての高度な技術力を有する民間コンサルタントが存在しないため、民間への発注は不可能である。</p> <p>このため、長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2第1項 第2号
43	県北振興局	農林部 土地改良課	2019年 5月23日	県北地区防災事業積算参考資料作成業務委託	5,670,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川 隆三郎	<p>・当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。</p> <p>・このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。</p> <p>なお、長崎県土地改良事業団体連合会は、「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」で本県で唯一認定された団体である。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44	県北振興局	農林部 土地改良課	2019年 5月28日	宮長地区区画整理実施設計業務委託	11,110,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県土地改良事業団体連合会（以下、「土改連」という。）は21市町及び97土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。</li> <li>・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等（以下、「面工事業」という。）は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。</li> <li>・農家の休作を最小限とするため、限られた工期で手戻りなく工事を完成させる必要があるが、傾斜地で複雑な地形を有する本県においては、精度の高い土量計算システムを保有し、土量バランスの良い設計を行うことが不可欠となる。県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものはいない。</li> <li>・本業務（面工事業の調査、測量、設計）は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、精度の高い（土量バランスのよい）設計が必要であることから、土改連を除いて実施できるものがないため土改連を契約の相手方として特定する。</li> </ul>	第167条の2第1項 第2号
45	県北振興局	農林部 土地改良課	2019年 6月17日	宮長地区換地計画等事務委託	2,666,400	佐世保市長畑町851番地1 宮長土地改良区 理事長 朝長 保光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に最も詳しく、また、換地事務を受託できうる一番信頼できる法人であるため、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱（平成15年8月8日）」に基づき委託する。</li> </ul>	第167条の2第1項 第2号
46	県北振興局	農林部 土地改良課	2019年 6月24日	県北地区農地防災事業補助監督業務委託	6,050,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</li> <li>・また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。</li> <li>・このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、土地改良法に基づき設立された「公益法人」として公正性が担保され、当該業務の経験がある長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手として特定する。</li> <li>・なお、長崎県土地改良事業団体連合会は、「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」で本県で唯一認定された団体である。</li> </ul>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	県北振興局	農林部 土地改良課	2019年 8月13日	向月地区換地計画等事務委託	4,826,800	平戸市野子町 2 7 3 4 - 8 向月土地改良区 理事長 藤澤 清	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に最も詳しく、また、換地事務を受託できうる一番信頼できる法人であるため、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱（平成15年8月8日）」に基づき委託する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

部局名: 県北振興局 管理部 会計課 契約日: 平成31年4月1日 契約の名称: 平成31年度燃料等売買単価契約

品名	規 格	単 位	落札価格	契約金額(税別)
ガソリン	レギュラー	1L	143円	143円
A重油	ミニローリー渡し 1~2KL積載車給油	〃	82.5円	82.5円